

第4章 行動計画

第1節 行動計画

本章では、「第2章 生物多様性の現状と課題」の第5節で示した課題を解決するための行動計画をまとめています。

行動計画の見方について

行動方針4 奥山や里地里山の生態系をまもる

行動方針1~9を示しています。

4-1 奥山や里地里山の保護地区・重要種・外来種

①課題

「第2章 生物多様性の現状と課題」の第5節で示した課題を掲載しています。

- 富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画区域に指定されている地域があるため、保全のため各種行為が制限されていることについて周知する必要があります。
- 絶滅のおそれのあるツキノワグマと人との共存を図るため、ツキノワグマに関する情報提供（注意喚起、啓発）を継続していく必要があります。
- 富士山において外来植物の侵入が始まっているため、早期の防除が必要です。



2025年度、2030年度までに進捗を管理するための指標を示しています。中間見直し時の実績を追加しました。

②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士山麓における外来種防除参加人数	0人/年	51人/年	30人/年	100人/年

※市が主催・共催等（生物多様性サポーター・環境アドバイザーによる活動等も含む）する事業を対象とします。

③市の取組

2030年度までに実施する市の取組を示しています。

◇保護地区での制限についての周知をします

富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区に指定されている地域については保全のため、各種行為（木竹の伐採、建築物・工作物の新築・改築、鉋物・土石の採取、動植物の採取・損傷、車馬の乗り入れなど）が制限されていることについて、周知徹底します。

また、富士・愛鷹山麓地域の森林を保全するため、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に基づき、土地利用事業の適正な誘導を図ります。

◇ツキノワグマに関する情報提供を行います

ツキノワグマに関する情報提供（注意喚起、啓発）を継続的に実施します。

行動方針 1 野生生物を調査する

1-1 生物調査の実施と情報収集

①課題

- 本市全域を対象とした生物の分布状況を把握するため、市民に参加を呼びかける「いきもの調査」を実施する必要があります。
- 国や県など関連機関で本市内の生物調査が行われていますが、調査結果を貴重な情報として整理・活用していく必要があります。
- 生物への関心を高めるため、市民が行う生物調査に対して市の支援が必要です。
- 自然巡視員によるパトロールが行われていますが、収集した重要種の分布情報を整理する必要があります。



②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
市民参加によるいきもの調査報告数	0件/年	1,389件/年	650件/年	1,200件/年

③市の取組

◇いきもの調査を実施します

地理情報システムを利用して、市民、事業者、団体等によるいきもの調査を実施し、その結果をもとに動植物の生息・生育状況を周知します。

◇市内における各種調査結果を整理します

関連機関（静岡県、国土交通省など）の調査結果を含め、定期的に自然環境に関する文献調査を行います。

◇様々な主体が行う生物調査の支援を行います

水生生物調査用具やバードウォッチング用望遠鏡などの貸出により、市民による環境調査を支援します。また、自然観察会の講師などとして環境アドバイザーを派遣し、生物調査に関するアドバイスを行います。

◇自然巡視員によるパトロールを実施します

自然巡視員による巡視活動、職員による野生動物パトロールを行います。

◇保護地区における情報整理をします

保護地区内（富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区、浮島ヶ原自然公園など）については、自然巡視員による巡視、重要種の分布を地図情報として整理するなど、保全対象を明確にします。

行動方針 2 重要種・外来種・野生鳥獣への対策をする

2-1 重要種等

① 課題

- サワトラノオなど絶滅のおそれのある種を含む重要種が多く確認されているため、保護・保全に向けた取組が必要です。
- 天然記念物・保護指定樹林などの管理上の問題が発生していることもあり、今後も継続して維持管理への支援を行う必要があります。



サワトラノオ

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
浮島ヶ原自然公園におけるサワトラノオ確認数	2,000 個体	2,000 個体	2,000 個体	2,000 個体
樹林樹木の保護指定件数	100 件	101 件	100 件	100 件

※サワトラノオの保護増殖のための手法が確立できていないため、ここでは現状維持の目標値としています。

※樹林樹木の保護指定件数は、管理の負担が大きいため指定解除される傾向にあり、支援を行うことで保護を継続するため、ここでは現状維持の目標値としています。

③ 市の取組

◇重要種を保護・保全します

「改訂版静岡県版レッドリスト」などに掲載されている絶滅のおそれのある種を含む重要種について周知・啓発します。

浮島ヶ原自然公園内の重要種の分布について、地図情報に整理し、監視活動に活かすとともに、自然観察会の実施により、重要種についての啓発を行います。

◇天然記念物・保護指定樹林などの適正管理をします

天然記念物の保全活動を推進するため、管理を適切に行っている所有者・管理者に対して支援を行います。

市内に残る社寺林などの鎮守の森を、保護樹林として指定するとともに、保護指定樹林・樹木の維持管理に関する助成を実施します。



保護指定樹林

2-2 外来種

① 課題

- 外来種の分布が拡大し、特定外来生物も確認されているため、防除の実施や外来種の被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」の啓発を行う必要があります。
- 生物の放流、ペット放逐などにより、遺伝的攪乱（種の遺伝構造や遺伝的多様性が、人為的に持ち込まれた個体との交雑により乱されること）や生態系の改変などが懸念されるため、外来種を拡げないための情報提供が必要です。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
外来種防除参加人数	0人/年	51人/年	30人/年	100人/年
アライグマ駆除頭数	8頭/年	26頭/年	—	60頭/年

※市が主催・共催等（生物多様性サポーター・環境アドバイザーによる活動等も含む）する事業を対象とします。

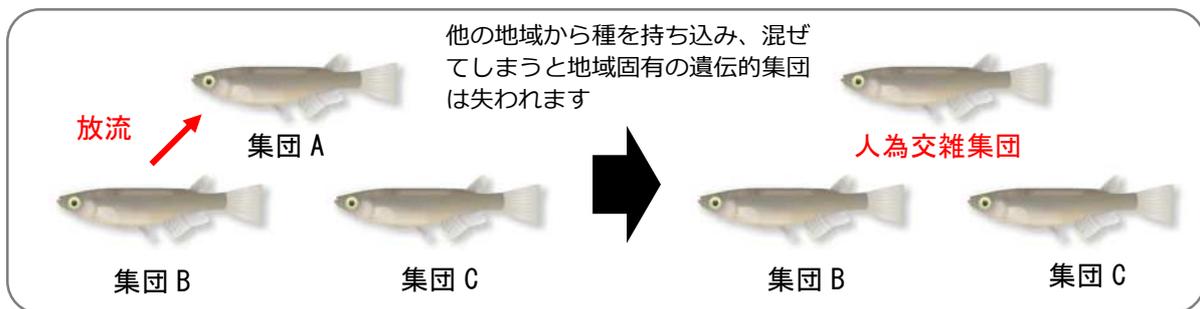
③ 市の取組

◇外来種問題の普及啓発、防除対策の検討をします

外来種の分布情報収集、防除方法、防除活動などを「富士市の環境」などに掲載し、普及啓発をします。また、特定外来生物（オオキンケイギク・アライグマなど）の防除や事業者・団体等による外来種駆除の取組支援等を推進します。

◇生物の移植・放流、ペット放逐禁止の情報を提供します

希望する町内会（区）へ富士環境衛生自治推進協会作製の動物の遺棄禁止の啓発看板の配布を行います。また、広報紙やウェブサイトなどで生物の移植・放流、ペットの放逐などによる在来種の駆逐や遺伝的攪乱を防止するための情報を提供します。



遺伝的攪乱のイメージ



アライグマ



カミツキガメ



ワニガメ

2-3 人と野生鳥獣との共存

① 課題

→ 野生鳥獣（ニホンジカ、ニホンイノシシ、ニホンザルなど）による農林業や生態系への影響が発生しているため、被害防止のための捕獲や情報提供、啓発などが必要です。



鳥獣被害防止柵

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
鳥獣被害防止柵等設置支援件数	53件/年	39件/年	40件/年	30件/年

※野生鳥獣による農林業などへの被害が少なくなり、被害防止柵等の支援件数が少なくなることを想定して目標値を設定しています。

③ 市の取組

◇野生鳥獣の調査や情報提供をします

本来は野生鳥獣を捕獲したり、特別に保護することがなく、人と野生鳥獣とが共生する関係が保たれていることが理想です。このような人と野生鳥獣との適切な関係を構築するため、ウェブサイトによる情報提供を行うとともに、職員や自然巡視員による野生動物パトロールを行います。

また、野鳥のヒナや傷病鳥獣への問い合わせについて、対応方法や行政機関を紹介するなど、適切に対応します。

◇野生鳥獣の被害防止対策を行います

被害防止目的捕獲者への法令遵守の周知を実施するとともに、鳥獣被害対策実施隊によるパトロールや、鳥獣被害防止柵等の設置及びわな免許取得などの支援を行い、被害防止目的捕獲の推進を図ります。

◇ニホンジカへの対策をします

造林対象地に鳥獣被害防止柵などを設置することで、新植苗木の補食被害を防止します。また、山林監視員を中心にパトロールを実施します。

行動方針3 生物多様性に配慮して自然を利用する

3-1 生物多様性に配慮した土地利用

① 課題

→ 土地利用事業の適正化、富士・愛鷹山麓地域の節度ある土地利用、保護地域内の土地利用の指導、開発事業者による重要種の保全対策の指導徹底などを、今後も継続していく必要があります。



愛鷹山自然環境保全地域

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
保安林面積	1,555ha	1,546ha	1,555ha	1,555ha

※保安林は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益目的を達成するために指定された森林です。保安林の機能が十分に発揮されるよう、保安林面積の目標値を設定しています。

※2024（R6）年度実績値の面積減少は、保安林の分筆等に伴う地積更生による。

③ 市の取組

◇土地利用事業について指導を徹底します

富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、自然環境保全のため、自然破壊の防止及び植生の回復を図るよう引き続き指導を継続します。

富士・愛鷹山麓地域の森林を保全するため、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に基づき、節度ある利用を図るとともに、富士市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づき、生物多様性への負荷を最小限に抑えます。

◇適正な土地の利活用を指導します

富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区内では、必要に応じて生物多様性の保全に関する適切な土地利用の指導を引き続き行います。

◇開発事業者による重要種の保全対策の指導を徹底します

開発者に対し、林地開発許可申請、伐採届の提出について引き続き周知徹底を図るほか、森林組合などを通じて森林所有者に伐採届の提出を周知します。

山林監視員により伐採箇所などをパトロールし、調査・指導、皆伐後の植林の状況確認と鳥獣害防止策について引き続き事業者を確認します。

静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結の対象となる開発行為（1ha以上の開発行為）については、静岡県の指導に基づく重要種調査・保全対策を行うよう引き続き指導徹底します。

行動方針4 奥山や里地里山の生態系をまもる

4-1 奥山や里地里山の保護地区・重要種・外来種

① 課題

- 富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画区域に指定されている地域があるため、保全のため各種行為が制限されていることについて周知する必要があります。
- 絶滅のおそれのあるツキノワグマと人との共存を図るため、ツキノワグマに関する情報提供（注意喚起、啓発）を継続していく必要があります。
- 富士山において外来植物の侵入が始まっているため、早期の防除が必要です。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士山麓における外来種防除参加人数	0人/年	27人/年	30人/年	100人/年

※市が主催・共催等（生物多様性サポーター・環境アドバイザーによる活動等も含む）する事業を対象とします。

③ 市の取組

◇保護地区での制限についての周知をします

富士箱根伊豆国立公園、愛鷹山自然環境保全地域、鳥獣保護区・特別保護地区に指定されている地域については保全のため、各種行為（木竹の伐採、建築物・工作物の新築・改築、鉋物・土石の採取、動植物の採取・損傷、車馬の乗り入れなど）が制限されていることについて、周知徹底します。

また、富士・愛鷹山麓地域の森林を保全するため、富士・愛鷹山麓地域環境管理計画に基づき、土地利用事業の適正な誘導を図ります。

◇ツキノワグマに関する情報提供を行います

ツキノワグマに関する情報提供（注意喚起、啓発）を継続的に実施します。

◇外来植物の防除を行います

富士山麓における外来植物の防除活動を実施します。また、事業者、団体等に防除の取組の情報提供や取組支援などを行います。



里地里山の重要種についての保全対策

里地里山の重要種（植物ではキンランやキキョウ、動物ではムササビ、ニホンリス、ギフチョウなど）の多くは、森林や草地を主な生育・生息環境としています。近年、里地里山の維持管理が行われなくなったことで、放棄されたモウソウチクの拡大、ササ類や低木によるやぶ化の進行、耕作放棄地の増加による草地の樹林化によって、これらの動植物の生育・生息環境が失われてきました。里地里山を健全な状態に維持するためには、適切に人の手を入れることが重要になります。

【資料：エコロジー講座7 里山のこれまでとこれから（2014年）】

4-2 奥山や里山の森林

① 課題

- ブナなどの落葉広葉樹による森づくりを、今後も継続していく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化が進むことにより森林管理の担い手が失われ、管理が行き届かない森林の増加が懸念されるため、ボランティアによる森づくりや地元材のPR・利用促進などが必要です。
- 森林の持つ防災減災機能を十分に活かす必要があります。



富士山麓ブナ林創造事業

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士山麓ブナ林創造事業植樹面積 (累計)	16.08ha	22.08ha	23.08ha	28.08ha
民有林の間伐施業面積(累計)	7,297.66ha	8,646ha	8,404ha	9,149ha

③ 市の取組

◇広葉樹による森づくりを行います

富士山麓の貴重な自然を適正に保全し、後世に継承していくため、水源涵養機能を持つ落葉広葉樹を富士山麓に植栽します(富士山麓ブナ林創造事業)。樹種としては、富士山の自生種(ブナ、ヒメシヤラ、ケヤキなど)を選定します。

◇森林の適正管理とボランティアなどによる森づくりを行います

市有林の適正管理と私有林での間伐を推進します。また、静岡県のおかず未来の森サポーターに認定された企業の森づくり事業への協力、里山づくりに貢献するボランティア団体への働きかけを行うなど、ボランティアなどによる森づくりを推進します。

◇地域材のPRや利用を促進します

NPO法人による森林整備への協力、富士ひのきのPR、地域材使用住宅補助金による地元材の利用促進を図ります。

◇森林による防災減災に取り組みます

制水工の施工など防災減災に取り組み、森林内の土砂流出などを防止します。

◇クラウドファンディングに取り組みます

富士山麓のブナ林植栽地において、生物多様性保全のための適切な管理とモニタリングを行い、クラウドファンディングにより財源を確保しつつ、生物多様性の向上に資する取り組みを推進します。

4-3 農地

※ここでは生態系区分図（P.40）で示す「里地里山」に含まれる農地とし、田園（5-1）は含まない。

①課題

- 耕作放棄地は、農地の有する多面的機能の低下、病害虫・野生鳥獣による問題の発生、外来種の侵入、クズやササなど特定の植物種の繁茂により、生物多様性に影響を与えると考えられます。農地利用再生事業などにより、耕作放棄地面積の減少に取り組んでいますが、継続的に対策を行っていく必要があります。
- GAP（農業において食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組）認証取得の周知と、認証取得への支援方法を検討していく必要があります。



②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
GAP等認証件数(累計)	9	0	15	20

※GAP等はG-GAP、A-GAP、J-GAP、T-GAP、しずおか農林水産物認証制度を含む。

- ①G-GAP（GLOBAL-GAP）：GAPの国際的な基準。欧州を中心に世界120カ国以上で実践されている。農作物全般や畜産に加え、水産養殖にも適用される。
- ②A-GAP（ASIA-GAP）：日本GAP協会がGFSI承認の国際規格として展開することを目指すスキーム、アジア共通のGAPのプラットフォームの位置づけ。対象は穀物と青果、茶の生産と管理。
- ③J-GAP（Japan-GAP）：食の安全や環境保全に取り組む農場に与えられる日本発の認証制度。対象は青果物・穀物・茶。
- ④T-GAP（Tea-GAP）：安全・安心で信頼性の高い静岡茶の安定的な生産を目指すため、お茶における「良い農家のやり方(GAP)」を具体的に示し、生産者の取組を評価し承認する、静岡茶独自のGAP制度。
- ⑤しずおか農林水産物認証制度：農林水産物に対する県民の安心と信頼を確保することを目的に、2006（平成18）年度から静岡県がスタートした制度。県内で農林水産物を生産する個人、法人分は生産組織が対象。対象品目は農産物、特用林産物、畜産物、水産物。

③市の取組

◇耕作放棄地の対策をします

農業委員会と協力して土地所有者に対し、適切な管理をお願いするとともに、再生が困難な農地の非農地化促進を図ります。また、認定農業者など、地区の中核となる担い手に対し、農地中間管理事業の活用による農地の貸借の推進、売買などにより、低利用農地などの集積を図り、生物多様性に影響を与えている耕作放棄地の増加抑制や、耕作放棄地再生利用対策事業などにより解消を図ります。

◇GAP認証取得と環境保全型農業を推進します

GAPは農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取組です。この中には農業用廃プラスチックや農薬の空容器の適正な処理なども含まれており、環境保全の取組につながるため、GAP認証取得と農薬の使用量の削減などにより、環境に与える負荷を少なくし、持続可能な生産を目指す環境保全型農業の推進と支援を行います。

静岡県富士農林事務所や農業協同組合と連携し、農薬・肥料の安全・適正な使用及び保管管理、環境に配慮した使用や適正販売などについて周知します。

公共用水域及び地下水における肥料に使用される硝酸性・亜硝酸性窒素の水質汚染状況を把握し、関係機関への情報提供を行います。

行動方針5 田園・湿地の生態系をまもる

5-1 田園

① 課題

→ 田園地域は戦前の水田でよくみられる種に相当する種類が確認されていますが、外来種も確認されているため、田園の生態系を保全するための活動支援が必要です。



浮島ヶ原の水田

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
農村環境保全活動に取り組む活動組織数 (累計)	5	5	6	7

※生態系区分 (P.40) の田園の区域だけに限らず、市内全域における目標値を設定しています。

③ 市の取組

◇田園の外来種対策を行います

田園地域では外来種が確認されているため、ウシガエル、カダヤシなどの特定外来生物のほか、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）や、ホテイアオイなど、農業や自然生態系に影響・被害を与える外来種の防除を支援します。

◇持続可能な営農を支援します

優良な景観を保全するとともに持続可能な営農ができるよう、農業者及び景観保全に取り組む地域住民の活動を支援します。



浮島ヶ原の水田と富士山

5-2 湿地（浮島ヶ原）

①課題

- 浮島ヶ原の湿地環境を今後も保全していくため、浮島ヶ原の調査・保全再生の取組の検討、啓発などが必要です。
- 浮島沼釣り場公園（赤ドブ池）は多様なトンボの生息地になっており、トンボの産卵環境を保全するための取組の継続が必要です。



浮島ヶ原自然公園

②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
浮島ヶ原自然公園におけるサワトラノオ確認数	2,000 個体	2,000 個体	2,000 個体	2,000 個体

※サワトラノオの保護増殖のための手法が確立できていないため、ここでは現状維持の目標値としています。

③市の取組

◇浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討、自然観察会を実施します

浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討を行い、具体的な保全再生の手段を明確にして、浮島ヶ原の自然環境保全などの啓発の場として適正な維持管理をしていきます。

浮島ヶ原自然公園における自然植生などの把握・資料提供及び湿地の保全に向けた検討と、継続的・定期的な自然観察会を実施します。

◇浮島ヶ原の外来種対策をします

浮島ヶ原自然公園では外来種が確認されているため、ウシガエル、カダヤシなどの特定外来生物のほか、アメリカザリガニ、セイタカアワダチソウなど、在来種に影響・被害を与える外来種の防除を行います。

◇浮島沼釣り場公園（赤ドブ池）のトンボの生息環境を保全します

浮島沼釣り場公園（赤ドブ池）は多様なトンボの生息地になっていることから、トンボの生息環境を保全します。



浮島沼釣り場公園



赤ドブ池



赤ドブ池の保全活動



浮島ヶ原自然公園での保全活動

「富士自然観察の会」では、浮島ヶ原自然公園で以下の活動を行っています。

- 年間を通して土日祝日に浮島ヶ原自然公園のガイドをしています。
- 市の天然記念物に指定されている絶滅危惧種であるサワトラノオの芽生え調査をすることで、生息数を把握しています。
- 毎年5月上旬に開催される浮島ヶ原自然公園自然観察会で講師を務めています。
- 浮島ヶ原自然公園の生態系をまもるために、セイタカアワダチソウなどの外来種の防除活動を行っています。



サワトラノオ芽生え調査の様子



管理棟



案内板



保全活動

なお、「富士自然観察の会」は、昭和60年に発足し、「自然に親しみ、自然を理解し、自然を保護する」をスローガンに身近な自然や富士山周辺の自然観察などの活動を行っています。富士市を中心に富士宮市・沼津市・静岡市・伊豆の国市から集まった155名で構成されており、植物・野鳥・蝶・地層・星座・自然遊びと多彩な指導者が揃っていることから、以下のような多種多様な観察会の実施が可能です。

【富士市の自然を活用した自然観察会の例】

- ➔ 低層湿原（浮島地区）：浮島ヶ原自然公園の紹介
- ➔ 雑木林（大淵地区）：丸火自然公園において季節ごとの自然観察会の実施
- ➔ 渓谷（須津地区）：須津川渓谷のコケ、シダ、植物、昆虫、両生類等の紹介
- ➔ 奥山（富士山）：フジハタザオ等の高山植物、ブナ等の巨木の紹介
- ➔ 里地里山（富士川地区）：はたご池、岩本山、富士川流域の自然の紹介

行動方針6 市街地の生態系をまもり育てる

6-1 市街地

①課題

- 社寺林などの鎮守の森、樹林などを保護・維持管理するための支援が必要です。
- 生物多様性に配慮した公園などを整備していく必要があります。
- 学校などに整備されているビオトープは、今後も継続して活用する必要があります。
- 事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化の推進が必要です。



保護指定樹林樹木

②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
樹林樹木の保護指定件数	100件	101件	100件	100件

③市の取組

◇社寺林などの樹林の保護・維持管理の支援を行います

市内に残る社寺林などの鎮守の森を保護指定します。

保護指定樹林樹木への助成を実施し、社寺林などの鎮守の森における維持・保全を支援していきます。

◇生物多様性に配慮した公園などを整備します

生物多様性に配慮した公園の整備を行い、植栽については、可能な範囲で在来種を選択するなど、より多くの緑地創出に努めます。

道路区域内の部分緑化と歩道部にある植樹帯について、維持管理を推進します。また、地域で管理する花壇への花苗の配布により、地元団体との協働による緑化を推進します。

◇学校などにおいてビオトープを活用します

学校においてビオトープを活用した環境教育の実施、ボランティアのアドバイスを受けながら整備作業を実施します。

◇事業所や家庭における生物多様性に配慮した緑化を推進します

事業所の緑化では、土地利用・開発行為に該当する場合、富士市緑化基準をもって行政指導にあたります。また、緑のいえなみ整備事業補助金制度の利用促進を図ることにより、家庭緑化を推進します。



行動方針7 河川・湧水地・海岸・海洋の生態系をまもる

7-1 河川・湧水地

① 課題

- 本市には河川や多くの湧水地があるため、生物が移動しやすい緑化などを行う必要があります。
- 河川が本来有している生物の生息環境を保全・創出するため、生物多様性に配慮した多自然川づくりを今後も継続して推進していく必要があります。
- 河川管理における重要種の保護・保全、外来種を防除する必要があります。
- 湧水の環境を保全するため、湧水への関心を高めるための体験イベントの実施や湧水の水質調査を継続する必要があります。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
多自然護岸の整備延長(累計)	3,235m	3,542m	3,470m	3,622m

③ 市の取組

◇生物多様性に配慮した河川緑化をします

潤いのある河川空間を創出するため、生物多様性に配慮した河川沿いの樹木の適正管理を行います。

◇多自然川づくりを推進します

生物の生息・生育環境保全のため、多自然川づくりを推進します。

◇河川における外来種への対策をします

維持管理作業時に外来種のパトロールを実施します。

◇湧水の環境を保全します

市民が企画する環境調査及び水生生物調査への機材の貸出を行い、市民による湧水地などの自然環境調査を促すとともに、体験講座において水辺でふれあう機会を設け、湧水での体験イベントを実施します。

7-2 海岸・海洋

①課題

- 富士海岸では松くい虫による被害（松枯れ）がみられます。近年、本市では海岸林を松くい虫被害からまもるため、積極的に被害木の伐倒処理や衛生伐を行うとともに、抵抗性マツの植栽を行っており、このような積極的な松枯れ対策は今後も継続的に実施していく必要があります。
- 富士海岸ではアカウミガメの上陸・産卵が確認されているため、パトロールの継続や産卵を見まもる必要があります。
- 沿岸域はしらすの漁場として恵まれており、今後も引き続き、持続可能な水産業の推進を図る必要があります。



②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
松くい虫被害木伐倒本数	1,514本/年	383本	200本/年	0本/年

※松くい虫の被害を減らし、伐倒せざるを得ないマツの本数を減らす目標値としています。

③市の取組

◇松枯れ対策をします

松林を松くい虫からまもるため、ドローン（UAV）を活用した調査や被害木の伐倒処理、薬剤散布などを実施し、伐採跡地に抵抗性の松苗を植栽します。また、海岸保安林の適正管理を行います。

◇アカウミガメの産卵場所を巡視します

自然巡視員による巡視、職員による野生動物パトロールにより、アカウミガメの上陸・産卵場所を巡視します。産卵があった場合は、ふ化の状況を確認します。

◇持続可能な水産業を推進します

水産資源の保全のため、計画的な漁業を推進します。



マツノザイセンチュウとマツノマダラカミキリ

松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという体長1mmの線虫が松の樹体内に入って通水阻害を起こすことで発生します。その線虫を松から松へ運ぶのがマツノマダラカミキリというカミキリムシです。

【資料：林野庁・松くい虫被害対策について】



マツノザイセンチュウ



マツノマダラカミキリ

【写真：安達修氏】

8-2 有害化学物質

① 課題

→ 有害化学物質による野生生物への影響が懸念されているため、今後も有害化学物質の調査・指導・情報公開を行う必要があります。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
大気汚染（光化学オキシダントを除く）に係る環境基準の達成率	100%	100%	100%	100%
水生生物の保全に係る環境基準達成状況	100%	100%	100%	100%
立入検査における事業所の法令遵守率（大気・水質）	93.7%	97.9%	100%	100%

※有害化学物質の項目ですが、ここでは環境基準達成率、法令遵守率を100%にする目標値にしています。

③ 市の取組

◇大気中の有害物質等の調査を行います

市内に配置した大気汚染監視測定局により、大気環境の常時監視を継続し、国が定める有害大気汚染物質やダイオキシン類の測定を実施します。また、事業所に立入検査を実施し、指導・監視を行います。

◇公共用水域等の有害化学物質の調査を行います

河川及び岳南排水路、海域において、国が定める要監視項目に掲げられる化学物質とダイオキシン類（水質・底質・土壌）について、測定を実施します。また、事業場に立入検査を実施し、有害化学物質の使用や保管状況を把握し、指導・監視を行います。

◇水生生物の保全に関する調査を行います

公共用水域における水生生物及びその生息または生育環境に影響のある、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸（LAS）及びその塩について、測定を実施し、監視します。

◇有害化学物質の調査結果等の情報を公開します

各種調査結果を毎年発刊する「富士市の環境」に取りまとめ、公開します。

8-3 ごみの不法投棄・海洋ごみ

① 課題

- 山間部や海岸周辺に多くみられる不法投棄が生態系に影響を及ぼさないよう、パトロールや啓発が必要です。
- マイクロプラスチックの原因となるプラスチックごみをはじめ、海洋ごみ対策が必要です。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2023年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
海岸クリーンアップイベント参加人数	0人/年	54人/年	50人/年	100人/年

※市が主催・共催等（生物多様性サポーター・環境アドバイザーによる活動等も含む）する事業を対象とします。
 ※2024（R6）年度の活動は、雨天のため中止

③ 市の取組

◇不法投棄の監視・啓発を行います

不法投棄監視パトロール、環境美化啓発活動の実施、不法投棄物の撤去回収、不法投棄・ポイ捨て禁止看板の配布などを行います。また、公園巡視に伴い、ごみのポイ捨て・放置車両のパトロール及びその他の不法投棄についても監視パトロールを行います。

◇海洋ごみの対策を行います

漂着ごみ対策として、海岸クリーンアップイベントを実施します。



行動方針9 生物多様性に関する人材育成や啓発をする

9-1 生物多様性に関する教育

①課題

- 市民世論調査によると、生物多様性について学ぶ上で学校の授業の重要性が高く、自然観察や清掃活動への参加意向が高くなっています。そのため、学校での環境教育や市民への生物多様性に関わる啓発を推進する必要があります。
- こどもエコクラブの活動の中で、自然観察などの生物多様性に関わる取組を継続することや、NPO・市民団体などによる取組への支援が必要です。



環境アドバイザーによる自然観察会

②管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
環境アドバイザーの派遣により開催される講座等の受講者数 (自然環境分野のみ)	5,182人/年	4,594人/年	5,700人/年	6,200人/年

③市の取組

◇学校における環境教育を推進します

花壇整備、稲作体験、野菜作りなどを通じ、子どもたちの自然環境を愛する心を育みます。また、子どもたちへの生物多様性に関する環境教育・環境学習推進のため、出前講座などを行います。

◇環境教育に環境アドバイザーを活用します

地域や学校などにおける生物多様性に関する環境教育・環境学習会の講師などとして環境アドバイザーを派遣し、学習会などを実施することで、生物多様性に対する意識啓発を推進します。

◇啓発イベントを実施します

富士山麓ブナ林創造事業、里山体験講座、富士山ブナ林自然観察会、浮島ヶ原自然公園における自然観察会などへの参加を呼びかけ、自然体験活動を行います。

生物多様性に関するシンポジウムや、講座、イベントで、生物多様性保全に向けた取組を紹介し、普及啓発を行います。

◇こどもエコクラブ、NPO、市民団体への支援を行います

こどもエコクラブの活動の中で、生物多様性に関する知識や情報を身につける場や機会を提供します。NPOや市民団体などとの連携により、市内における環境保全活動に対する後援、資材の貸出などの支援を行います。

自主的な活動を行う市民団体の支援のために、市民活動支援補助金交付事業及び市民協働スタートアップ補助金交付事業により、活動を助成します。また、ウェブサイトにより、市内の市民団体について紹介するとともに、市民と市民団体との仲介や情報提供などの支援を行います。

県、他市、市民団体などとの協働によって幅広い生物多様性への取組を進めていきます。



富士市環境アドバイザー制度

環境アドバイザー制度は、環境保全意識の高揚を目的に、地域の方が集まる勉強会や講演会の講師、自然観察活動の際の指導者や、学校での総合学習時の講師など、派遣依頼に応じてアドバイザーを派遣する事業です。ここでは、実際に環境アドバイザーとして活躍されている「富士自然観察の会」の活動事例を紹介します。

富士自然観察の会では、市民からのアドバイザー派遣依頼を受けて、未就学児から大人まで幅広い世代に対して、講師を務めています。内容としては、海・湿地・渓谷・高原・山麓・高山といった本市の豊かな自然環境を活かした自然観察会や富士山、湧水地での調査や小学校におけるビオトープでの生物調査を行なっています。また未就学児に対しても、オオバコやヨシを使った遊びを通して自然とふれあう機会を提供しています。



富士山での調査の様子

今後も環境アドバイザー活動を通して、富士山を中心とした富士市の自然の魅力を発信し続けていくことが期待されます。

例えばこんなとき、ご活用ください。

講師をお願いしたい

- 地球温暖化について学びたい
- エコ生活の方法を知りたい
- 富士市の自然について学びたい など



体験したい

- 自然観察をしたい
- 川の水の汚れを調べたい
- 空気の汚れを調べたい など



相談したい

- 環境学習の進め方を相談したい
- 企業の環境対策を相談したい
- 省エネ診断を依頼したい
- 環境活動の始め方を相談したい など



●参加者が10人以上の場合は無償です。ただし、営利目的、または宗教・政治目的でないものに限りません。

派遣の形

講師として

テーマの決まった講座や授業へ、講師として派遣します。

講師&相談

数回にわたる講座の進め方等に関する相談役と、各回の講座に応じた講師を派遣します。

相談だけ

企業の環境対策や、学校などにおける環境教育の進め方などの相談役として派遣します。

依頼の方法

市役所に相談します

市の担当課が受付します。表面に掲載されている問い合わせ先まで、お気軽にご相談ください。

環境アドバイザーと打ち合わせをします

市が、依頼を受けた条件に合う環境アドバイザーを選定し紹介しますので、直接、環境アドバイザーと打ち合わせ等をしてください。

派遣！



環境アドバイザーの活用方法や・依頼の方法など

9-2 生物多様性のめぐみを活用した啓発の推進

① 課題

→ 生物多様性のめぐみを、人と自然とのふれあいの場として活用するとともに、生物多様性の啓発に活用していく必要があります。



間伐体験

② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
丸火自然公園内施設年間利用者数	29,600人/年	42,032人/年	31,000人/年	32,300人/年

※丸火自然公園で利用者数が計測できる施設の利用者数の合計の指標となっています。

③ 市の取組

◇人と自然とのふれあいを促進します

市民が安心・安全に自然観察を満喫できるよう、丸火自然公園、須津山休養林、野田山健康緑地公園内の遊歩道周辺の間伐、草刈、岩石の除去を実施します。また、林業団体による森林づくり体験など、親子を対象とした森づくり体験教室などを検討していきます。

小学生のみどりの学校を少年自然の家で実施します。

◇産業資源や自然資源を生物多様性の啓発に活用します

富士山しらす街道、観光農園、地元特産物などの産業資源、浮島ヶ原自然公園、丸火自然公園、須津川溪谷や湧水などの自然資源を生物多様性のめぐみとしてPRし、観光に活用しながら、生物多様性についての啓発の機会を検討します。



須津川溪谷



薪割り体験



間伐体験

9-3 生物多様性に関する情報提供

① 課題

→ 生物多様性に関する認知度がまだ低いため、生物多様性に関する情報提供や普及啓発を図る必要があります。



② 管理指標

指標	現状 (2018年度)	実績値 (2024年度)	中間目標 (2025年度)	目標 (2030年度)
富士市生物多様性サポーター 登録制度登録件数	0件	91件	50件	200件

③ 市の取組

◇生物多様性に関する情報を提供します

自然巡視員により確認された自然環境の情報はじめ、本市の生物多様性についての情報を「富士市の環境」、「広報ふじ」、富士市ウェブサイトに掲載します。また、これまでに生物多様性に関する生物多様性に関するシンポジウムなどを実施してきましたが、今後は事業者、団体等との連携を促進し、生物多様性サポーター登録の促進や市政いきいき講座等の利用促進を図り、生物多様性に関する取組支援や情報提供を進めます。

◇生物多様性について事業者への普及啓発をします

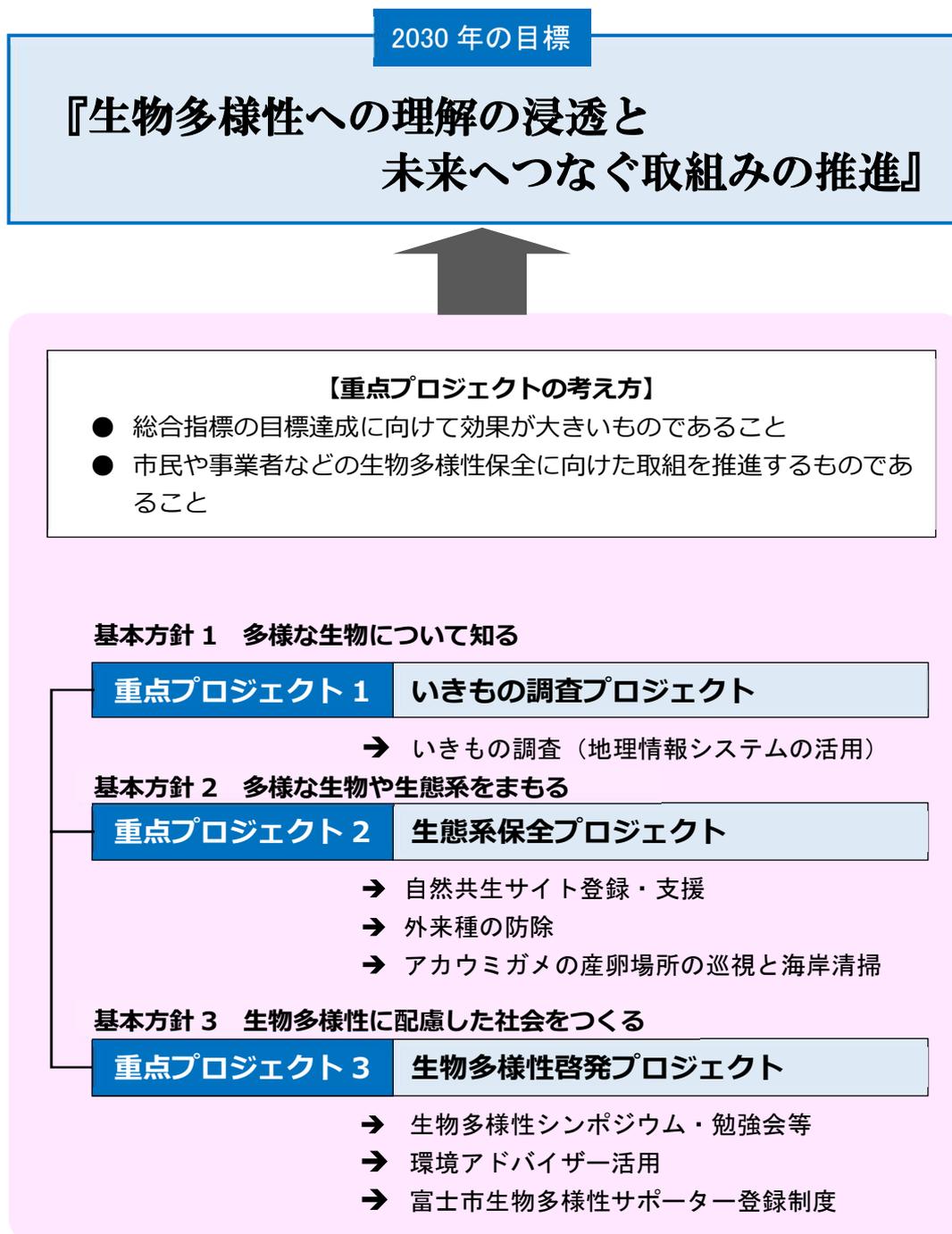
事業所への普及啓発を進めます。

◇「富士市生物多様性サポーター登録制度」を創設します

市民・事業者・市民団体の自主的な取組を進め、さらには主体間で連携・協働していくための新たな仕組みとして、「富士市生物多様性サポーター登録制度」を創設し、市民・事業者・市民団体の取組状況は市のウェブサイトなどで紹介します。

第2節 重点プロジェクト

将来像（2050年における富士市の姿）及び2030年までの目標の実現及び達成を目指し、3つの基本方針を推進するため、特に重点的に実施していく取組を「重点プロジェクト」として位置付けて推進していきます。



重点プロジェクト1 いきもの調査プロジェクト



【プロジェクトの背景】

2024（令和6）年度に実施した市民世論調査によれば、生物多様性の認知度は低く、市民が生物や自然にふれあう機会が減っているという現状があります。

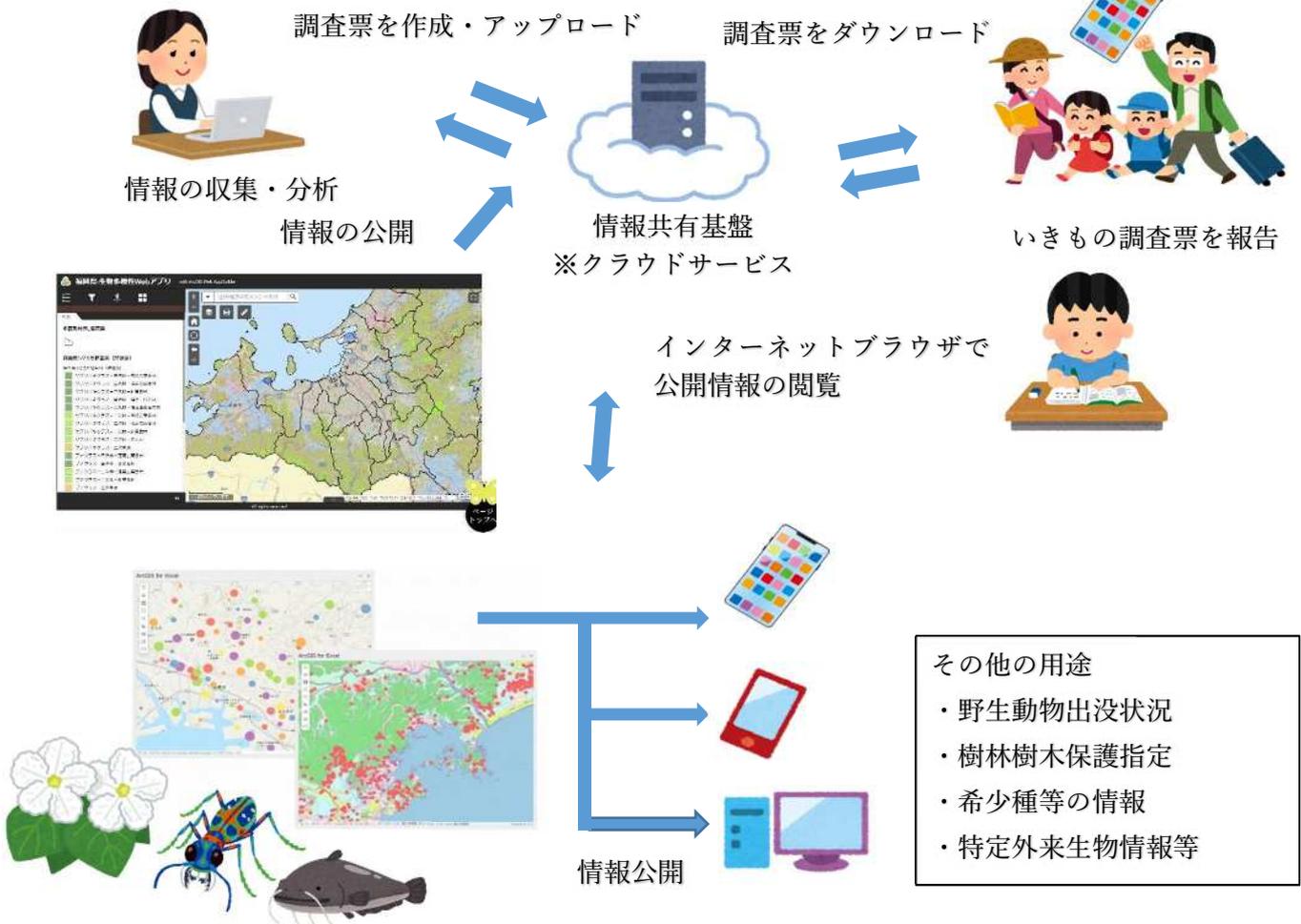
生物多様性を保全・活用していくためには、本市における生物や自然環境の現状を定期的に調査し、その情報を蓄積することで経年変化を把握することが必要です。また、このような調査を市民・事業者や市民団体と協働で行うことは、生物多様性について知り、行動するためのきっかけづくりとなるとともに、市内各地域の情報が広く集まるという利点もあります。

【取組内容】

市民や市民団体などと連携し、本市全域を対象とした「いきもの調査」を実施します。令和8年度からは地理情報システムを活用して、いきものに関する情報を収集して、その結果は市のウェブサイトなどで公表します。

また、地図化した情報をもとに保全すべき場所などを把握することで、効率的・効果的な保全策の検討などに活用します。

いきもの調査イメージ図



重点プロジェクト2 生態系保全プロジェクト



【プロジェクトの背景】

本市には、深海から高山までの多様な生態系が存在し、多くの生物を育むとともに、豊かなめぐみを私たちに供給してくれています。特に静岡県「ふじのくに生物多様性地域戦略」では、富士山麓及び浮島ヶ原は、生物多様性が豊かな地域として位置付けられています。そのため、市または企業の管理地を、自然共生サイトに登録する取組を推進します。

しかし、これらの生態系では、特に外来種の分布拡大、漂着ごみによる産卵環境の悪化などの問題が生じていることから、早期の取組が必要です。

【取組内容】

外来種については市民団体及び教育機関と連携して防除を行い、生態系を保全していきます。特に重点地域にもなっている富士山及び浮島ヶ原を中心に対策を行います。

富士海岸では重要種であるアカウミガメの産卵が確認されるため、アカウミガメの産卵場所の巡視や海岸清掃を行います。また、自然共生サイトへの登録に向けた事業者への支援を実施します。

外来種の防除

＜実施の手順＞

外来種対策は、第一に市民が市内に生育する①外来種の現状を把握し、学ぶ機会を設けます。

次の段階として②外来種の影響を整理した上で優先的に対策を行うべき種類や場所を選定します。③防除[※]の明確な目標（いつ、どこで、何を、どれくらい、どのように、いつまで）とその作業スケジュールを作成します。④市全域を対象にした対策を計画的に実施します。

さらに、⑤対策実施後の外来種の状況を調査します。⑥対策の効果や課題、反省点を整理します。⑦より効果の高い防除につなげるため、今後のスケジュールを見直します。

※外来種による害を防ぐため、その侵入の防止・個体数の管理などを行うこと。

①外来種の現状把握

②外来種による影響の整理、対策を行う種類・場所の選定

③防除の目標・スケジュールの作成

④対策の計画的な実施

⑤対策後の外来種の状況調査

⑥対策効果、課題、反省点の整理

⑦今後のスケジュールの見直し

＜地域での取組＞

外来種対策は継続することが重要なポイントになります。行政だけでなく、市民や有識者を交え継続的に地域全体で取り組む体制づくりを目指します。

【資料：農林水産省・外来植物の早期発見と防除－農業用排水路等における外来植物対策－（2008年）】

アカウミガメ産卵場所の巡視と海岸清掃

自然巡視員や職員により、アカウミガメの上陸・産卵場所を巡視します。

漂着ごみの海洋プラスチックごみは、アカウミガメが好物のクラゲと間違えて飲み込んでしまうなどのおそれがあります。また、大量の漂着ごみは、アカウミガメの産卵の障害にもなるため、海岸クリーンアップイベントを実施します。

重点プロジェクト3 生物多様性啓発プロジェクト



【プロジェクトの背景】

2024（令和6）年度に実施した市民世論調査及び事業者アンケートによれば、市民・事業者いずれにおいても、生物多様性への認知度が低い結果となっています。そのため、本戦略では2030年までの目標として『生物多様性への理解の浸透と未来へつなぐ取組みの推進』を掲げており、生物多様性に関する啓発を充実させていく必要があります。

【取組内容】

生物多様性の認知度向上を目的に、生物多様性に関する勉強会などの啓発事業を実施します。

生物多様性を将来にわたって保全していくために、各主体と連携した人材育成事業を実施します。

市民・事業者・市民団体の自主的な取組を進め、さらには主体間で連携・協働していくための新たなしくみとして、「富士市生物多様性サポーター登録制度」を創設し、市民・事業者・市民団体の取組状況は市のウェブサイトなどで紹介します。

生物多様性に関する勉強会等の開催

市民及び事業者における本市の生物多様性への理解を深めてもらうとともに、生物多様性保全活動への参加を促すため、生物多様性に関する勉強会を開催します。

内容としては、制度の説明、生物多様性の解説、事例紹介（市民団体、事業者による取組）などを実施します。

環境アドバイザーの活用

環境アドバイザーを対象とした生物多様性に関する講義・実地研修を実施することにより、人材育成を行います。環境アドバイザーは、生物多様性の普及に向けた啓発を行います。

富士市生物多様性サポーター登録制度

生物多様性の保全と持続可能な利用を推進するため、市だけではなく市民、事業者、市民団体などの様々な主体が自主的に取組を進めるための仕組みづくりが必要です。そこで、「富士市生物多様性サポーター登録制度」を創設します。

「富士市生物多様性サポーター登録制度」とは、市内で生物多様性の保全や持続可能な利用に関する取組を実施する市民・市民団体・事業者などを登録し、取組を推進していくものです。

例えば、市民のみなさんが家庭で行う緑化、事業者のみなさんが工場内で行うビオトープづくりや緑化、市民団体のみなさんが市内で行う自然観察会などの活動を登録することができます。登録数を増やすことで、取組の活性化さらには本市の生物多様性の向上につなげます。



「30by30」、「OECM」、「自然共生サイト」

「30by30」は、2030年までに地球上の陸域と海域の少なくとも30%を保護・管理することを目指す国際目標です。生物多様性の喪失が世界的に加速する中、自然生態系を守る手段として2022年の生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）にて重要な柱の一つとして合意されました。

これまで、生物多様性保全といえば国立公園や自然保護区などの「保護区」内が一般的でしたが、30by30の達成にはそれだけでは不十分といえます。そこで注目されているのが、「OECM（Other Effective Area-Based Conservation Measures／その他の効果的な地域単位の保全手段）」です。

OECM（その他の効果的な地域単位での保全手段）とは、企業の森や里地里山や地域住民による緑地管理など、保護区「以外」の場所でも、自然や生き物を守っている地域や場所、その取り組み全般を指します。

日本においては、このOECMの考え方を活用して2023年に「自然共生サイト」の認定制度が導入されました。身近な里山、企業の敷地、学校などが自然共生サイトとして登録されることで、地域主体の自然保全が評価され、支援の対象となります。

保護区と自然共生サイトが連携することにより、多様な生態系や生き物の生息地が広がり、30by30の目標に近づくことができます。多くの人々の参加や、企業、NPO、行政等の多様な活動主体による協力が、より豊かな自然と持続可能な未来づくりに欠かせません。



「ネイチャーポジティブ」

近年注目されている「ネイチャーポジティブ」とは、単に自然環境の悪化を止めるだけでなく、積極的に自然や生態系を回復させるという新たな考え方です。

生物多様性の減少は、食料や水、気候調整などの点からも、私たちの生活基盤を脅かしつつあります。

そのため、これまでの「自然を守る」発想から一歩進み、失われた生息地や種を取り戻し、自然の力を再生させることが求められています。企業活動や市民の日常生活においても、森林再生や持続可能な資源利用など、生物多様性への配慮を積極的に取り入れていくことが大切です。

一人ひとりが自然との「共生」を意識し、次世代に豊かな自然を引き継ぐために行動していくことが、ネイチャーポジティブな社会の実現への第一歩といえるでしょう。

第3節 重点地域

本市には、高山から海岸、駿河湾の深海まで多種多様な生態系が存在しています。本戦略の策定にあたり、既存資料の情報から生態系区分ごとに重要種と外来種の分布について分析した結果(P.41 参照)、特に奥山、田園・湿地については、重点的な保全対策が必要であると考えられます。そのため、本戦略の重点地域として「富士山(国道469号より北側(丸火自然公園を含む))」及び湿地の「浮島ヶ原(浮島ヶ原自然公園内)」を選定し、取組を推進します。

重点地域 1 富士山



* 重点地域の範囲は、国道469号より北側(丸火自然公園を含む)とします。

【地域の特徴】

日本最高峰を誇り、世界文化遺産にも登録されている富士山は、典型的な植生の垂直分布がみられるほか、標高に応じて様々な動物が生息しています。例えば、富士山地域のツキノワグマは生息地が他の地域から分断されているため、「まもりたい静岡県の野生生物 2019-改訂版静岡県レッドデータブック(動物編)-」では「絶滅のおそれのある地域個体群」に指定されています。

森林による水源涵養、富士ヒノキをはじめとした木材生産など、富士山からのめぐみは私たちの暮らしや産業を支えています。最近では大淵笹場などの富士山の眺望点や、海岸部から豊かな自然を満喫できる富士山登山ルート3776など、本市の観光面でも自然資源の重要性が高まっています。

<課題>

- 富士山では、植物の重要種の割合が多い一方で、植物の外来種の割合は低くなっています。近年、道路や登山道脇に外来植物の侵入がみられるものの、その分布は一部地域に限られていることから、今の段階で確実に外来種に関する調査・防除をしていくことで、重要種を含む在来種を守っていくことができると考えられます。特に富士山は人の利用も多いことから、外来種の種子が持ち込まれることが懸念されるため、重点的な対策が必要です。
- 富士山に生息・生育する重要種をはじめとする生物を保護・保全する必要があります。
- 良好な自然環境を形成し、水源涵養など多様な機能を果たしている落葉広葉樹による森づくりを今後も継続していく必要があります。
- 富士箱根伊豆国立公園、鳥獣保護区内については、法令に基づいた指導を徹底する必要があります。また、開発指導において重要種の保全対策を行うよう指導徹底する必要があります。

【取組内容】

◇重要種を保護・保全します

「改訂版静岡県版レッドリスト」などに掲載されている絶滅のおそれのある種を含む重要種について、富士山にどのような種が生息・生育しているか周知・啓発します。
ツキノワグマに関する情報提供（注意喚起、啓発）を継続的に実施します。

◇外来植物の調査・防除を行います

富士山麓における外来植物の防除活動を実施します。

◇広葉樹による森づくりを行います

富士山麓の貴重な自然を適正に保全し、後世に継承していくため、水源涵養機能を持つ落葉広葉樹を富士山麓に植栽します（富士山麓ブナ林創造事業）。樹種としては、富士山の自生種（ブナ、ヒメシヤラ、ケヤキなど）を選定し、自生種から生産された在来の苗木を植栽します。

◇開発事業者による重要種の保全対策を指導します

静岡県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結の対象となる開発行為（1ha以上の開発行為）については、静岡県の指導に基づく重要種調査・保全対策を行うよう引き続き指導徹底します。

◇産業資源や自然資源を生物多様性の啓発に活用します

富士山麓の自然資源を生物多様性のめぐみとしてPRし、観光に活用しながら、生物多様性についての啓発の機会を検討します。

重点地域 2 浮島ヶ原



* 重点地域の範囲は、浮島ヶ原自然公園内とします。

【地域の特徴】

2004（平成16）年3月に静岡県発行の「静岡県レッドデータブック」では、県内10箇所の重要生息・生育地を絞り込んでいます。その10箇所のうちの一つとして、本市の浮島ヶ原が「浮島沼の湿地」として選定されています。

浮島ヶ原のヨシ原や水田が多くの鳥類の繁殖、休眠、採餌の場所となるため、オオタカ、タゲリ、オオヨシキリをはじめ、シギ類、ワシ・タカ類など多くの鳥類がみられます。また、池沼や水路ではギンブナ、ドジョウ、ナマズなどがみられ、ミナミメダカも生息していますが、カダヤシの増加に伴い減少しています。

浮島ヶ原の湿地の一部にある浮島ヶ原自然公園は、湿地の貴重な植物群落と自然風景を保全し、身近な自然を観察できる自然公園として市が整備し、2010（平成22）年4月に開園しました。全国的に稀になったサワトラノオや絶滅危惧種のヒキノカサ、ノウルシの群落などの植物のほか、カワセミやアオサギなどの野鳥なども楽しめる自然公園です。現在は市民団体の協力を得て、市が公園を管理しています。また、サワトラノオは市の天然記念物に指定し、保護しています。

<課題>

- 浮島ヶ原を保全していくための基礎調査の実施及び浮島ヶ原自然公園周辺の自然環境の利活用、保全再生のための取組の検討が必要です。
- 浮島ヶ原自然公園を自然環境保全などの啓発の場として継続的に活用するため、定期的な自然観察会の実施が必要です。
- 浮島ヶ原を含む田園・湿地は、動物の重要種の割合が多い一方で、植物の外来種の割合は高くなっています。つまり、重要種を含む動物を支える田園・湿地の植物が外来種による影響を受けているため、今の段階で外来種を防除していくことが必要です。

【取組内容】

◇浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討、自然観察会を実施します

浮島ヶ原自然公園の保全再生の取組の検討を行うなど、浮島ヶ原の自然環境保全などの啓発の場として適正な維持管理をしていきます。また、浮島ヶ原自然公園における自然植生などの把握・資料提供及び自然環境の保全に向けた検討と、継続的・定期的な自然観察会を実施します。

◇外来種対策を行います

浮島ヶ原自然公園では外来種が確認されているため、ウシガエル、カダヤシなどの特定外来生物のほか、アメリカザリガニ、セイタカアワダチソウなど、在来種に影響・被害を与える外来種の防除を行います。

浮島ヶ原自然公園の調査・保全再生の取組の検討

<調査による現状の把握>

浮島ヶ原自然公園内の多様な生物の生息・生育地として維持していくためには、現状を把握することが大切です。保全再生の取組検討時の基礎資料として、公園内に成立する植物群落、重要種、外来種の分布状況を把握するための調査を行うことが重要です。

<課題の抽出>

現在、浮島ヶ原自然公園ではサワトラノオを保護するための芽生え調査やヨシの草刈りが行われています。特にサワトラノオの芽生えには、冬季に行われるヨシの草刈りが重要な管理となっています。このように、湿地性植物を保全していくためには、「日当たりの良い湿性草地」を維持していくことが大切です。このほか、セイタカアワダチソウなどの外来種への対策が課題となっています。

<保全再生の取組の検討>

現状の把握や課題の抽出を行った上で保全や管理目標を設定した保全再生の取組を検討することで、よりきめ細やかな対応が可能になります。また、維持管理を行った効果を経年的にとりまとめ、評価した上で取組を見直す順応的管理を行うことが大切です。

【資料：富士自然観察の会 浮島ヶ原自然公園ウェブサイトほか】